

京都海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
京区第1号	京都府漁業協同組合	舞鶴市字田井の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度33分55.8秒、東経135度28分33.6秒 イ 北緯35度33分58.3秒、東経135度28分36.0秒 ウ 北緯35度33分55.5秒、東経135度28分41.1秒 エ 北緯35度33分52.8秒、東経135度28分38.4秒	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	舞鶴市字田井	なし
京区第2号	京都府漁業協同組合	舞鶴市字田井の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度34分06.2秒、東経135度27分09.8秒 イ 北緯35度34分06.4秒、東経135度27分08.6秒 ウ 北緯35度34分08.0秒、東経135度27分08.9秒 エ 北緯35度34分07.9秒、東経135度27分10.1秒	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	舞鶴市字田井	なし
京区第3号	京都府漁業協同組合	舞鶴市字野原の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度34分36.7秒、東経135度25分21.3秒 イ 北緯35度34分36.8秒、東経135度25分19.4秒 ウ 北緯35度34分43.4秒、東経135度25分19.9秒 エ 北緯35度34分43.2秒、東経135度25分21.8秒	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	舞鶴市字野原	なし
京区第4号	京都府漁業協同組合	舞鶴市字野原の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度34分19.4秒、東経135度25分06.9秒 イ 北緯35度34分16.1秒、東経135度25分05.9秒 ウ 北緯35度34分18.6秒、東経135度24分54.5秒 エ 北緯35度34分21.7秒、東経135度24分55.4秒	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	舞鶴市字野原	なし
京区第5号	京都府漁業協同組合	舞鶴市字野原の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度34分32.6秒、東経135度25分33.7秒 イ 北緯35度34分34.9秒、東経135度25分32.0秒 ウ 北緯35度34分38.1秒、東経135度25分38.4秒 エ 北緯35度34分35.9秒、東経135度25分40.1秒	第一種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	舞鶴市字野原	なし
京区第6号	京都府漁業協同組合	舞鶴市字千歳の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度31分36.2秒、東経135度20分11.8秒 イ 北緯35度31分35.7秒、東経135度20分06.7秒 ウ 北緯35度31分54.8秒、東経135度20分02.2秒 エ 北緯35度31分55.3秒、東経135度20分07.3秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	舞鶴市(字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く)	なし
京区第7号	京都府漁業協同組合	舞鶴市字大丹生の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度31分03.9秒、東経135度20分55.0秒 イ 北緯35度31分04.7秒、東経135度20分50.1秒 ウ 北緯35度31分08.5秒、東経135度20分50.5秒 エ 北緯35度31分07.7秒、東経135度20分56.0秒	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	舞鶴市(字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く)	なし
京区第8号	京都府漁業協同組合	舞鶴市字千歳の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度30分42.1秒、東経135度20分46.4秒 イ 北緯35度30分40.3秒、東経135度20分44.1秒 ウ 北緯35度30分43.3秒、東経135度20分38.8秒 エ 北緯35度30分45.0秒、東経135度20分41.2秒	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	舞鶴市(字田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く)	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
京区第9号	京都府漁業協同組合	舞鶴市宇佐波賀の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度30分15.8秒、東経135度21分38.2秒 イ 北緯35度30分09.2秒、東経135度21分40.0秒 ウ 北緯35度30分09.2秒、東経135度21分30.4秒 エ 北緯35度30分15.8秒、東経135度21分32.3秒	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	舞鶴市(宇田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く)	なし
京区第10号	京都府漁業協同組合	舞鶴市宇佐波賀の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度30分18.8秒、東経135度22分23.0秒 イ 北緯35度30分16.3秒、東経135度22分25.3秒 ウ 北緯35度30分14.5秒、東経135度22分16.6秒 エ 北緯35度30分17.6秒、東経135度22分17.8秒	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	舞鶴市(宇田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く)	なし
京区第11号	京都府漁業協同組合	舞鶴市宇佐波賀の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度30分15.0秒、東経135度22分40.8秒 イ 北緯35度30分11.8秒、東経135度22分39.9秒 ウ 北緯35度30分13.9秒、東経135度22分29.8秒 エ 北緯35度30分17.1秒、東経135度22分30.8秒	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	舞鶴市(宇田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く)	なし
京区第12号	京都府漁業協同組合	舞鶴市宇平の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度30分24.8秒、東経135度23分04.2秒 イ 北緯35度30分24.8秒、東経135度23分08.3秒 ウ 北緯35度30分20.2秒、東経135度23分08.3秒 エ 北緯35度30分20.2秒、東経135度23分04.2秒	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	舞鶴市(宇田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く)	なし
京区第13号	京都府漁業協同組合	舞鶴市宇長浜の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度29分32.9秒、東経135度22分09.0秒 イ 北緯35度29分34.4秒、東経135度22分13.9秒 ウ 北緯35度29分28.0秒、東経135度22分16.2秒 エ 北緯35度29分25.7秒、東経135度22分11.6秒	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	舞鶴市(宇田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く)	なし
京区第14号	京都府漁業協同組合	舞鶴市宇長浜の地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度29分27.0秒、東経135度22分04.4秒 イ 北緯35度29分25.3秒、東経135度21分55.7秒 ウ 北緯35度29分22.2秒、東経135度21分52.0秒 エ 北緯35度29分26.2秒、東経135度21分49.5秒 オ 北緯35度29分29.1秒、東経135度21分53.2秒 カ 北緯35度29分31.3秒、東経135度22分02.8秒	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	舞鶴市(宇田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く)	なし
京区第15号	京都府漁業協同組合	舞鶴市宇長浜の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度29分31.7秒、東経135度21分03.2秒 イ 北緯35度29分38.3秒、東経135度20分57.5秒 ウ 北緯35度29分40.2秒、東経135度21分00.8秒 エ 北緯35度29分33.6秒、東経135度21分06.5秒	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	舞鶴市(宇田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く)	なし
京区第16号	京都府漁業協同組合	舞鶴市宇佐波賀の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度29分38.1秒、東経135度20分30.3秒 イ 北緯35度29分35.4秒、東経135度20分31.0秒 ウ 北緯35度29分34.2秒、東経135度20分23.8秒 エ 北緯35度29分36.9秒、東経135度20分23.1秒	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	舞鶴市(宇田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く)	なし
京区第17号	京都府漁業協同組合	舞鶴市宇長浜の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度29分07.6秒、東経135度20分52.4秒 イ 北緯35度29分04.0秒、東経135度20分41.0秒 ウ 北緯35度29分10.5秒、東経135度20分39.5秒 エ 北緯35度29分14.1秒、東経135度20分51.3秒	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	舞鶴市(宇田井、字成生、字野原、字小橋、字三浜を除く)	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
京区第1 8号	京都府漁業協同組合	舞鶴市字長浜の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度29分05.7秒、東経135度20分39.0秒 イ 北緯35度29分04.4秒、東経135度20分35.2秒 ウ 北緯35度29分11.2秒、東経135度20分33.3秒 エ 北緯35度29分12.4秒、東経135度20分37.1秒	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和6年1月1日から令 和10年12月31日	団体	舞鶴市(字田井、字成 生、字野原、字小橋、字 三浜を除く)	なし
京区第1 9号	京都府漁業協同組合	舞鶴市字長浜の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度29分05.7秒、東経135度20分33.2秒 イ 北緯35度29分04.4秒、東経135度20分29.4秒 ウ 北緯35度29分11.2秒、東経135度20分27.5秒 エ 北緯35度29分12.4秒、東経135度20分31.3秒	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和6年1月1日から令 和10年12月31日	団体	舞鶴市(字田井、字成 生、字野原、字小橋、字 三浜を除く)	なし
京区第2 0号	京都府漁業協同組合	舞鶴市字和田の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度28分30.0秒、東経135度20分33.9秒 イ 北緯35度28分30.0秒、東経135度20分27.8秒 ウ 北緯35度28分33.9秒、東経135度20分27.4秒 エ 北緯35度28分33.9秒、東経135度20分33.9秒	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和6年1月1日から令 和10年12月31日	団体	舞鶴市(字田井、字成 生、字野原、字小橋、字 三浜を除く)	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
京区第2 1号	京都府漁業協同組合	舞鶴市字喜多の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度27分58.8秒、東経135度19分09.2秒 イ 北緯35度27分56.9秒、東経135度19分07.6秒 ウ 北緯35度27分57.9秒、東経135度19分06.0秒 エ 北緯35度28分00.2秒、東経135度19分07.7秒	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和6年1月1日から令 和10年12月31日	団体	舞鶴市(字田井、字成 生、字野原、字小橋、字 三浜を除く)	なし
京区第2 2号	京都府漁業協同組合	舞鶴市字吉田の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度28分43.7秒、東経135度19分10.7秒 イ 北緯35度28分42.7秒、東経135度19分08.7秒 ウ 北緯35度28分43.6秒、東経135度19分05.8秒 エ 北緯35度28分45.5秒、東経135度19分05.2秒	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和6年1月1日から令 和10年12月31日	団体	舞鶴市(字田井、字成 生、字野原、字小橋、字 三浜を除く)	なし
京区第2 3号	京都府漁業協同組合	舞鶴市字吉田の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線と によって囲まれた区域 ア 北緯35度28分51.1秒、東経135度19分29.3秒 イ 北緯35度28分44.0秒、東経135度19分25.0秒 ウ 北緯35度28分44.0秒、東経135度19分12.7秒 エ 北緯35度28分47.3秒、東経135度19分12.7秒 オ 北緯35度28分51.4秒、東経135度19分15.8秒	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和6年1月1日から令 和10年12月31日	団体	舞鶴市(字田井、字成 生、字野原、字小橋、字 三浜を除く)	なし
京区第2 4号	京都府漁業協同組合	舞鶴市字青井の地先	次のア及びイの各点を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域 ア 北緯35度29分04.0秒、東経135度19分29.5秒 イ 北緯35度28分58.0秒、東経135度19分31.8秒	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和6年1月1日から令 和10年12月31日	団体	舞鶴市(字田井、字成 生、字野原、字小橋、字 三浜を除く)	なし
京区第2 5号	京都府漁業協同組合	舞鶴市字青井の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度29分13.3秒 東経135度19分32.8秒 イ 北緯35度29分20.6秒 東経135度19分34.7秒 ウ 北緯35度29分19.1秒 東経135度19分44.5秒 エ 北緯35度29分10.7秒 東経135度19分38.6秒	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和6年1月1日から令 和10年12月31日	団体	舞鶴市(字田井、字成 生、字野原、字小橋、字 三浜を除く)	なし
京区第2 6号	京都府漁業協同組合	宮津市字小田宿野の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度33分31.7秒、東経135度14分57.1秒 イ 北緯35度33分37.3秒、東経135度14分56.6秒 ウ 北緯35度33分37.7秒、東経135度15分03.5秒 エ 北緯35度33分32.2秒、東経135度15分05.6秒	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和6年1月1日から令 和10年12月31日	団体	宮津市字石浦、字由 良、字脇、字中村、字小 寺、字上司、字銀丘、字 中津、字小田宿野、 字島陰、字田井	なし
京区第2 7号	京都府漁業協同組合	宮津市字波路の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度32分40.1秒、東経135度12分24.1秒 イ 北緯35度32分42.0秒、東経135度12分20.6秒 ウ 北緯35度32分47.7秒、東経135度12分25.3秒 エ 北緯35度32分45.7秒、東経135度12分28.8秒	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和6年1月1日から令 和10年12月31日	団体	宮津市字矢原、字獅 子、字獅子崎、字波路、 字鶴賀、字漁師、字宮 村、字万年、字池ノ 谷、字杉末、字文珠、字 江尻、字日置	なし
京区第2 8号	京都府漁業協同組合	宮津市字溝尻	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度34分23.6秒、東経135度10分57.3秒 イ 北緯35度34分26.2秒、東経135度10分57.5秒 ウ 北緯35度34分26.0秒、東経135度10分59.9秒 エ 北緯35度34分23.4秒、東経135度10分59.7秒	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日 まで	令和6年1月1日から令 和10年12月31日	団体	宮津市字溝尻	なし
京区第2 9号	京都府漁業協同組合	宮津市字長江の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度38分37.7秒、東経135度15分09.3秒 イ 北緯35度38分37.1秒、東経135度15分11.2秒 ウ 北緯35度38分34.1秒、東経135度15分09.8秒 エ 北緯35度38分34.6秒、東経135度15分08.0秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年6月3 0日まで	令和6年1月1日から令 和10年12月31日	団体	宮津市字大島、字岩ヶ 鼻、字長江、字里波見	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
京区第30号	京都府漁業協同組合	宮津市宇大島の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度39分54.1秒、東経135度16分01.8秒 イ 北緯35度39分53.0秒、東経135度16分03.2秒 ウ 北緯35度39分48.2秒、東経135度15分57.9秒 エ 北緯35度39分49.3秒、東経135度15分56.4秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から翌年6月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	宮津市宇大島、宇岩ヶ鼻、宇長江、宇里波見	なし
京区第31号	京都府漁業協同組合	与謝郡伊根町宇亀島の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度40分13.1秒、東経135度17分03.1秒 イ 北緯35度40分16.4秒、東経135度17分03.1秒 ウ 北緯35度40分16.4秒、東経135度17分05.5秒 エ 北緯35度40分13.1秒、東経135度17分05.5秒	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	与謝郡伊根町宇日出、宇平田、宇亀島	なし
京区第32号	京都府漁業協同組合	与謝郡伊根町宇平田の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度40分23.9秒、東経135度17分28.9秒 イ 北緯35度40分22.7秒、東経135度17分30.4秒 ウ 北緯35度40分19.9秒、東経135度17分26.1秒 エ 北緯35度40分21.0秒、東経135度17分24.7秒	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	与謝郡伊根町宇日出、宇平田、宇亀島	なし
京区第33号	京都府漁業協同組合	与謝郡伊根町宇平田の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度40分22.7秒、東経135度17分30.4秒 イ 北緯35度40分21.7秒、東経135度17分31.7秒 ウ 北緯35度40分18.8秒、東経135度17分27.5秒 エ 北緯35度40分19.9秒、東経135度17分26.1秒	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	与謝郡伊根町宇日出、宇平田、宇亀島	なし
京区第34号	京都府漁業協同組合	与謝郡伊根町宇亀島の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度40分06.1秒、東経135度17分24.6秒 イ 北緯35度40分07.1秒、東経135度17分23.0秒 ウ 北緯35度40分10.9秒、東経135度17分26.7秒 エ 北緯35度40分09.9秒、東経135度17分28.3秒	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	与謝郡伊根町宇日出、宇平田、宇亀島	なし
京区第35号	京都府漁業協同組合	与謝郡伊根町宇亀島の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度40分07.1秒、東経135度17分23.0秒 イ 北緯35度40分08.1秒、東経135度17分21.5秒 ウ 北緯35度40分11.9秒、東経135度17分25.1秒 エ 北緯35度40分10.9秒、東経135度17分26.7秒	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	与謝郡伊根町宇日出、宇平田、宇亀島	なし
京区第36号	京都府漁業協同組合	与謝郡伊根町宇亀島の地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と距岸15メートルの線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度39分57.4秒、東経135度16分54.9秒 イ 北緯35度40分00.1秒、東経135度16分51.2秒 ウ 北緯35度40分05.6秒、東経135度17分00.1秒 エ 北緯35度40分05.6秒、東経135度17分08.3秒 オ 北緯35度40分03.6秒、東経135度17分09.7秒 カ 北緯35度39分59.9秒、東経135度17分07.8秒	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	与謝郡伊根町宇日出、宇平田、宇亀島	なし
京区第37号	京都府漁業協同組合	与謝郡伊根町宇亀島の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度39分48.9秒、東経135度17分06.2秒 イ 北緯35度39分42.6秒、東経135度17分09.4秒 ウ 北緯35度39分40.3秒、東経135度16分59.2秒 エ 北緯35度39分46.6秒、東経135度16分56.0秒	第一種区画漁業	くろまぐる小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	与謝郡伊根町宇日出、宇平田、宇亀島	漁場の区域に設置する養殖施設は、以下の規模を超えてはならない。 ただし、生け簀の総面積が10,827平方メートルを超えない範囲で、生け簀の形状、規格及び台数を変更することは差し支えない。
京区第38号	京都府漁業協同組合	京丹後市丹後町竹野の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度44分41.3秒、東経135度06分42.6秒 イ 北緯35度44分42.7秒、東経135度06分43.6秒 ウ 北緯35度44分42.4秒、東経135度06分44.3秒 エ 北緯35度44分41.0秒、東経135度06分43.3秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	京丹後市丹後町竹野	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
京区第39号	京都府漁業協同組合	京丹後市久美浜町浦明の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度37分48.1秒、東経134度55分16.3秒 イ 北緯35度37分52.4秒、東経134度55分14.2秒 ウ 北緯35度37分55.7秒、東経134度55分25.8秒 エ 北緯35度37分51.4秒、東経134度55分27.9秒	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	京丹後市久美浜町	なし
京区第40号	京都府漁業協同組合	京丹後市久美浜町湊宮の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度37分47.1秒、東経134度54分14.4秒 イ 北緯35度37分47.1秒、東経134度54分30.3秒 ウ 北緯35度37分38.8秒、東経134度54分30.3秒 エ 北緯35度37分38.8秒、東経134度54分14.4秒	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	京丹後市久美浜町	なし
京区第41号	京都府漁業協同組合	京丹後市久美浜町湊宮の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度38分04.2秒、東経134度53分51.2秒 イ 北緯35度38分09.6秒、東経134度53分48.2秒 ウ 北緯35度38分06.8秒、東経134度54分29.1秒 エ 北緯35度38分00.3秒、東経134度54分29.1秒	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	京丹後市久美浜町	なし
京区第42号	京都府漁業協同組合	京丹後市久美浜町湊宮の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度38分10.0秒、東経134度54分05.4秒 イ 北緯35度38分13.3秒、東経134度54分05.4秒 ウ 北緯35度38分13.3秒、東経134度54分29.1秒 エ 北緯35度38分10.0秒、東経134度54分29.1秒	第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	京丹後市久美浜町	なし
京区第43号	京都府漁業協同組合	京丹後市久美浜町湊宮の地先	次のア及びイの各点を結んだ線と最大高潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度37分59.6秒、東経134度53分38.9秒 イ 北緯35度38分08.2秒、東経134度53分31.1秒	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	京丹後市久美浜町	なし
京区第44号	京都府漁業協同組合	京丹後市久美浜町大向の地先	次のア及びイの各点を結んだ線、ウ及びエの各点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 ア 北緯35度37分59.6秒、東経134度53分38.9秒 イ 北緯35度38分08.2秒、東経134度53分31.1秒 ウ 北緯35度38分20.2秒、東経134度53分42.2秒 エ 北緯35度38分04.2秒、東経134度53分51.2秒	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	京丹後市久美浜町	なし
京区第45号	京都府漁業協同組合	京丹後市久美浜町大向の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯35度38分11.4秒、東経134度53分48.9秒 イ 北緯35度38分13.6秒、東経134度53分48.9秒 ウ 北緯35度38分13.6秒、東経134度53分54.9秒 エ 北緯35度38分11.4秒、東経134度53分54.9秒	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日	団体	京丹後市久美浜町	なし